

城東台学区交通安全母の会 会則

(組織)

第1条 本会は城東台学区に居住する女性及び運営に携わる女性の代表をもって組織する。

運営は各町内会と幼稚園、小学校、中学校の各PTAの代表女性が行う。

(名称及び事務所)

第2条 本会は城東台学区交通安全母の会と称し、事務所を城東台小学校に置く。

(目的)

第3条 本会は会員の交通意識を高めるとともに、これを家庭から地域社会へと発展させ、交通事故を防止することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 交通法規講習会、座談会
2. 交通安全国民総ぐるみ運動への積極的参加と協力
3. 他団体との連携を図り、交通安全施設充実の促進
4. 交通違反追放運動の推進
5. 街頭における交通指導
6. 学校、幼稚園等における交通安全教育への協力と推進
7. その他本会の目的を達成するための必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 会計 1名 監事
1名

会長は原則として各町内の代表委員の中から互選する。

監事は一般会員の中から選ぶ。

(任期)

第6条 各町内会を代表する委員の任期は原則として2年とし、各PTAを代表する委員の任期は原則として1年とするが、再任は妨げない。

会長の任期は2年とするが、再任は妨げない。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は会長が役員に諮って委嘱する。

顧問は重要事項について会長の諮問に応え、意見を述べる。

(役員職務)

第8条 会長は代表し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

会計は会計事務に従事する。

監事は会計監査他会長及びその他役員業務執行状況を監査する。

(会議)

第9条 会議は総会とし、会長が必要と認めるとき召集する。

総会は各会の代表者をもって構成する。

会議の議長は会長がこれに当たる。

会議の議決は出席会員または役員過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(経費)

第10条 本会の必要な経費は、助成金及び寄付金、その他をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第12条 この会の会則に定めのないものは、会長が総会に諮って定める。

附則 この会則は、平成12年5月25日より施行する。

この会則は、平成18年6月11日より改定、施行した。

この会則は、平成22年5月7日より改定、施行した。

この会則は、令和2年4月17日より改定、施行した。